

報 告 第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 1 1 号

訴えの提起について

国保特定健康診査検診料滞納者に対する未払検診料等請求の訴えを、次のとおり提起する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成29年7月24日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事 件 名 国保特定健康診査検診料滞納者に対する未払検診料等請求事件
- 2 当 事 者
 - (1) 原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）
 - (2) 被 告 （省 略）
- 3 訴 え の 主 旨 被告に対し、未払検診料及びこれに対する平成27年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。
- 4 対 象 と す る 金 額 6,759円
- 5 事 件 の 内 容 新居浜市は、国保特定健康診査検診料滞納者に対し、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、検診料等の支払を請求するもの